

高齢者の自動車運転事故防止対策、規制検討

◆2017年3月より、75歳以上に認知機能検査が導入

2017年3月、道路交通法が改正される。道路交通法は60年に制定され、09年に75歳以上の免許更新者に講習予備検査（認知機能検査）を義務付けた。近年、交通事故死者数は減少してきたものの高齢者の死者構成比率は増加しており、今回の改正は、75歳以上の高齢の運転者による事故を防ぐことを目的としている。

交通事故死者数の推移と高齢者の割合

	2010年	2014年	2015年	2016年
交通事故死者数	4,948人	4,113人	4,117人	3,904人
高齢者（65歳以上）死者構成比率	50.3%	53.3%	54.6%	54.8%

警察庁資料より、ARC作成

75歳以上が講習予備検査で第1分類（記憶・判断力が低くなっている者）に分類されると、医師の診断書提出あるいは公安委員会指定医による適性検査の提出が必要となる。認知症と診断された場合は免許取り消しまたは停止処分となる。より厳しい規制が敷かれるが、事故を未然に防ぐ取り組みとして考えたい。

◆内閣府、高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームを設置

16年12月、内閣府は「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」を設置した。高齢運転者の交通事故防止に向けて関係行政機関における更なる対策の検討を行い、対策を講じることを目的としている。高速道路における逆走対策、自動車メーカーに対する「高齢運転者事故防止対策プログラム」の策定要請や、高齢者の特性が関係する事故防止方策など各省庁で取り組みが進められている。17年6月を目途に今後の方向性について提言が取り纏められる予定であり、高齢者が運転する自動車、またはすべての乗用車などに対して自動ブレーキを義務化するなど、早急の策として規制が強化される可能性がある。

また、16年11月、NEXCO3社は高速道路における逆走対策技術の公募を開始した。誤進入地点での注意喚起や路側センサを活用した逆走検知、ドライバーへの警告など、逆走対策技術を募集して17年4月から約1年間試行を行う計画である。

安全な車社会の実現に向けて、技術を総結集するときである。【米山久美子】